

制度

交通遺児育英制度を ご存じですか

問い合わせ
自治振興係

交通遺児育英制度は、保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒や学生に奨学金を貸与して、教育の機会均等を図る交通遺児育英会による制度です。

募集要項は、役場町民課で配布しています。

●問い合わせ／公益財団法人交通遺児育英会 ☎03-3556-0773、☎0120-521286（フリーダイヤル）

資金

利子全額・保証料 2分の1を補助します

問い合わせ
商工雇用推進係

厚岸町小規模商工業者設備近代化資金の6月貸付分の申請を受け付けます。

●締め切り／5月10日(木)

●申請場所／厚岸町商工会

●資金使途／設備資金（土地を除く）

●借入限度額／1千万円

●返済期間／最高7年以内（借入金額により異なる）

●借入資格要件／①北海道信用保証協会が定める保証対象業種であるこ

と、②町税などを完納していること

町立病院

看護の日イベントを 開催します

問い合わせ
町立病院
52-3145

町立病院では『看護』を広く町民の皆さんに理解していただくために、毎年記念イベントを開催しています。

ナイチンゲールは「その人の持っている治る力、治そうとする力を引き出すように、看護師が日々の生活を整える」と言っています。私たち町立病院の看護師も、皆さんが病気や障がいを持ちながらも、その人らしく暮らしていけるようお手伝いをしたいと考えていますので、ご参加ください。

●内容／血圧測定、介護食品の試食、介護用品の展示

●日時／5月11日(金)9時30分から15時

●場所／町立厚岸病院1階待合ホール



架空請求はがき対応Q&A

『民間訴訟告知センター』や『民事訴訟管理センター』などを名乗る機関からの架空請求はがきに注意してください。

Q1 『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』と書かれたはがきが突然届いた。連絡がない場合は、給料の差し押さえなどを行うと書かれている。取り下げ最終期日が間近で不安だ。

A1 それは『架空請求はがき』です。訴訟の取り下げ最終期日が翌日や2日後など極端に短く設定されていることが特徴で、消費者を動揺させて冷静な判断力を奪おうとしています。このようなはがきが届いた場合は、記載された電話番号には絶対に連絡をとらないようにしましょう。

Q2 本物の訴訟の通知かもしれない。どう判断したらいいの？

A2 本物の訴訟に関する通知は、はがきでは届きません。本当に訴訟を起こされている場合は、『特別送達』という方法で次のように届きます。

①差出人が裁判所である

②封筒の表面に『特別送達』と書かれている

③受け取りは、原則として郵便局職員からの手渡しで、押印や署名が必要である

●本物かどうかの判断がつかない場合や不安な場合は、厚岸警察署や役場消費者相談窓口へご相談ください。

問い合わせ／役場消費生活相談窓口(商工雇用推進係)

厚岸警察署 ☎52-0110

消費者ホットライン ☎188

(実際に届いたはがき見本)

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)284 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このまま連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受審され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び不動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月12日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目1番9号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 ☎03-6368-5604
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)